

## (参考2) 対象とならない経費

- 消費税及び地方消費税相当額
- 補助金応募書類、実績報告書の作成・送付・手続きに要する費用
- 設備等の購入先が申請者の親会社、子会社、関連会社その他実質的に同一の経営体とみなされる事業者を支払われる経費
- 産業廃棄物処理費用
- 保険料、延長修理保証料
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 見積書（明細）、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの
- 中古品、リース・レンタル品
- 用地または建物の取得または賃貸に要する経費
- 住居と共用する設備
- 設備にかかる予備用消耗品
- 材料、商品の保存・保管以外の用途の冷蔵冷凍庫（従業員用途など）
- 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処置費等
- 人件費、不動産の購入費、事務所や店舗にかかる家賃、駐車場料金、保証金、敷金、移転経費、新規開店に要する経費 等
- 光熱水費、通信費、雑誌や新聞の購読料、機器のリース等のランニングコスト
- 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- 貸付金、損失補償、キャンセル料、租税公課
- 対象外経費が含まれている工事費
- 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- 明らかに補助事業に必要なない工事、工事に伴う備品購入費
- 補助事業の目的以外で使用するもの
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費